

架空料金請求詐欺に注意

和歌山県内では**架空料金請求詐欺被害**が発生しています。実際にあった詐欺の手口を確認しましょう。

詐欺被害事例①



介護施設の入居権を他の人に譲ってあげてほしい。

不動産関係者を語る者

承諾すると



名義貸しは犯罪になる。トラブル解決費用が必要。

弁護士を語る者

被害額 約1600万円

詐欺被害事例②



〇〇会社よりお知らせ、
本日中にお電話ください。
△△-□□□□

携帯会社を名乗る者からのメール

記載された電話番号に電話すると



サイトの未払い料金がある。裁判になる。

被害額 約50万円

対策のポイント

- ✓ 知らない番号からの電話に出ない
(留守番電話、防犯機能付き電話の活用)
- ✓ お金やキャッシュカード等の話が出たら、電話をすぐに切る
- ✓ 「未納料金がある」などのメールを受信しても、記載されている電話番号に電話をしない
- ✓ ちょっと確認電話で確認

和歌山県警察特殊詐欺被害防止電話
(ちょっと確認電話)
【0120-508-878=これはわなや】



自転車に乗るときはヘルメットを着用！

道路交通法の改正により、令和5年4月1日から、自転車に乗る時は**乗車用ヘルメットを着用することが努力義務**となります。

あなたの**命**を守ります！



サイクリング用や街乗り用、おしゃれなものまで様々なヘルメットがあります。お好みのデザインのものを選んで、楽しく自転車を利用しましょう。



警察庁リーフレット参照